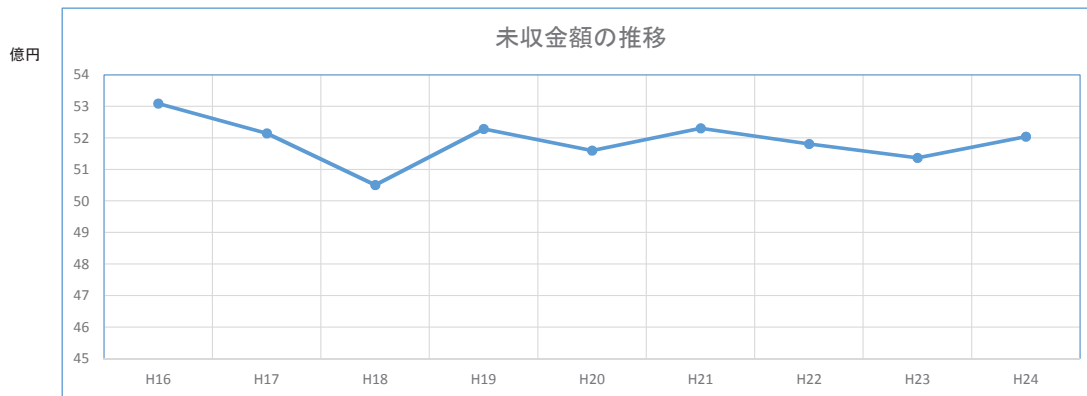


徳島県における未収金削減に向けた取組みについて

1 未収金の状況（平成16年度～平成24年度）	1
2 それまでの未収金の状況を踏まえた未収金対策	2
3 平成26年度及び平成27年度における取組み（全般）	3
4 平成26年度及び平成27年度における取組み（各債権）	4
5 今後の未収金対策	5

徳島県出納局会計課

1 未収金の状況（平成16年度～平成24年度）



(注) 1 上記の未収金額には、県税及び公営企業における未収金額を含む。(以下同じ)
 2 上記の未収金額は、各年度の年度末時点の額（決算額）である。

◇ 平成24年度までの取組み

- ① 債権管理Q&Aの作成（平成17年度作成・平成23年度VOL2を追加作成）
- ② 全庁的な指針として「徳島県債権管理基本方針」の策定（平成20年度）
- ③ 外部有識者による「未収金対策委員会」の設置（平成21年度）
- ④ 債権管理所管課担当者による未収金対策連絡会議の開催
- ⑤ 県税務職員を市町村の支援として派遣 ※) 市町村が賦課徴収する個人県民税
- ⑥ 法的措置（支払督促を含む。）を実施 ※) 一部の債権
- ⑦ 債権回収会社（サービサー）を活用 ※) 一部の債権

2 それまでの未収金の状況を踏まえた未収金対策

(1) 未収金対策委員会の設置（平成25年10月）

① 設置目的

全庁的な未収金対策の強化及び一元化のための体制整備

未収金回収の強化等未収金削減に向けた対策を検討、推進

② 組織・体制

委員会 【委員長】副知事 【副委員長】経営戦略部長、会計管理者 【委員】各部局副部長等

幹事会 【会長】出納局副局長 【幹事】各部局主管課長等、重点未収金関係課長

担当者会 【会員】未収金を有する債権所管課等担当者

③ 取組み

- ・未収金の現状及び原因分析
- ・全体目標及び部局毎の取組方針の設定

(2) 取組方針の決定（平成25年10月）

① 基本方針

平成25年度中に未収金削減計画を策定するなど、部局間の連携を図る。 → 未収金総額の削減に向け、効果的な取組みを行う。

② 対策

ア 重点未収金の設定（平成25年10月）

未収金残高1億円以上又は増加率の著しい9債権を「重点未収金」として設定 → 重点的に取り組む。

イ 未収金削減計画の策定（平成26年3月策定）

H24年度末の未収金額52億円 → H28年度末までに50億円未満に抑える。

- 2 -

3 平成26年度及び平成27年度における取組み（全般）

(1) 平成26年度

① 未収金削減計画の改定

未収金対策委員会を2回（8月、3月）開催 → 目標 平成28年度末の未収金を48.1億円以下に抑える

② スキルアップ研修会の開催

スキルアップ研修会を2回（11月、3月）開催 → 債権管理担当職員のスキルアップ

- ・第1回：弁護士を講師にお招きし、事例研究会を開催
- ・第2回：税務課、住宅課及び会計課の担当者を講師として、効果的な取組みの事例紹介や意見交換等を実施

③ 債権管理の手引きの作成及び債権管理Q&Aの改訂

(2) 平成27年度

① 未収金削減計画の改定

これまでに未収金対策委員会を1回（8月）開催し、次の方針を決定

ア 目標

- ・平成27年度決算における未収金額を47.3億円以下に抑制（対前年度：△0.9億円）
- ・平成27年度決算における債権数を40以下に抑制（対前年度：△5）

イ 取組み

- ・未収金対策委員会を有効に活用し、情報共有に努め、重点未収金を中心として、全庁をあげて未収金削減に取り組む
- ・研修会の開催などにより、債権管理に精通した職員を育成
- ・法的措置の実行やサービサーの活用などを含め、債務者の実態に応じた取組みを一層強化
- ・決算期における納期限経過後の歳入の納入確認を周知徹底

② スキルアップ研修会の開催

これまでに、スキルアップ研修会を1回（10月）開催 → 債権管理担当職員のスキルアップ

- ・弁護士を講師にお招きし、事例研究会を開催

- 3 -

4 平成26年度及び平成27年度における取組み（各債権）

(1) 県税

- ・徴収技術の向上等を図る県税務職員の市町村への派遣
個人県民税の滞納整理を促進する「地方税法第48条による直接引受け」などの実効のある措置を継続
➡ 収入未済額の8割を占め、市町村が賦課徴収する個人県民税の未収額縮減
- ・個人県民税を含む市町村税の滞納整理を担う「徳島滞納整理機構」の運営を支援
➡ 市町村における滞納整理の促進と徴収率の向上に加え、徴収実務の専門知識・ノウハウを蓄積
- ・徴収支援の専任組織である東部県税局の「住民税担当」等を最大限活用 ➡ 県下全域の徴収支援を強化
- ・「徳島県地方税徴収対策連絡会議」において、県・市町村の連携を強化 ➡ 徴収体制を強化

(2) 住宅使用料

- ・初期対応に重点を置き、文書・電話・訪問による督促を実施 ➡ 未収金の発生防止
(特に、県職員と住宅供給公社職員との合同による夜間督促を実施)
- ・高額滞納者には、家屋明け渡し請求訴訟を前提に納付指導を実施 ➡ 指導や明け渡しに従わない場合には、法的措置を実施
- ・サービスの活用等による債権回収を実施 ※) 対象：退去済の滞納者
- ・消滅時効経過後、死亡又は所在不明の者を確認 ➡ 権利放棄の議決 ➡ 不納欠損処分 ➡ 債権を整理

(3) その他

- ・未収金削減強化月間を設定 ➡ 課内に設置した未収金対策チームによる返還指導を集中的に実施
- ・貸付金について、各種手続きを簡易に説明したリーフレットを配布 ➡ 返還のみならず返還猶予等についても周知
- ・貸付け時に財産調査の同意書を徴して、債務者の財産状況を把握
➡ 資力があるにもかかわらず返済に応じない滞納者に対しては、法的措置を検討
- ・長期滞納者の時効管理を徹底し、必要に応じて法的措置を実施 ➡ 債権を保全

- 4 -

5 今後の未収金対策

◇ 県民負担の公平性の確保するとともに、歳入確保に向け、債権特性に応じた対策を実施し、行財政改革と軌を一にした取組みを強化

- (1) 新たな未収金削減計画（平成29年度～平成32年度）を策定
- (2) 新たな地方公会計制度導入に伴い、債権分類を明確化
- (3) 債権管理基本方針及び債権管理の手引きを改定
※) 未収金対策委員会内に専門家による「債権管理検討委員会」を設置



(注) 上記の未収金額は、各年度の年度末時点の(目標)額(決算(見込)額)である。

□ 平成28年度目標 総額：46億円未満
債権数：40未満

- 5 -